

# ○大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災その他の災害に際し、消防相互応援により、大洲地区広域消防事務組合、西予市、八幡浜地区施設事務組合（以下「関係組合等」という。）、大洲市、八幡浜市、西予市（以下「関係市」という。）の消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって地域住民の安寧秩序に万全を期することを目的とする。

(応援部隊)

第2条 この協定により、出動する消防隊は関係組合等に属する消防署、支署、分署及び関係市の消防団とする。

(応援の種別)

第3条 消防相互応援は、普通応援と特別応援の2種とする。

- (1) 普通応援とは、関係市に発生した火災又はその他の災害を非被災地側の消防機関がなんらかの情報で覚知したとき、被災地側の要請によらないで消防隊を出動させ応援するものをいう。
- (2) 特別応援とは、関係市に火災又はその他の災害が発生し、被災地の消防力では第1条の目的を完遂することが出来ず、消防力の応援を特に必要とするときに、被災地の組合長又は関係市長等の要請に基づき出動し、応援するものをいう。

(応援部隊の派遣)

第4条 普通応援の場合の消防隊の数は、関係組合及び関係市等の警防計画に樹立された応援出動消防隊の数とする。

- 2 特別応援の場合の消防隊の数は、火災又はその他の災害の状況により、被災地の組合長又は関係市長等が要請した消防隊の数に基づき、非被災地の組合長又は関係市長等が判断し決定する。ただし、状況により応援の消防隊を減じ又は派遣しないことができる。

(要請と報告)

第5条 特別応援の要請は、被災地の組合長又は関係市長等が消防本部間の通信により、次の事項を明らかにし要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 必要とする人員、車両、機械器具等の数
  - (3) 災害場所及び応援消防隊の集合場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 特別応援の要請を受けた非被災地の組合長又は関係市長等が、応援消防隊を派遣するときは、消防本部間の通信により被災地の組合長又は関係市長等に対し、応援消防隊の数、出動時期等を通報するものとする。  
また、応援消防隊の派遣でないときは、その理由をすみやかに通知するものとする。
- 3 応援消防隊の長は、現場（集合場所等）到着時及び引き揚げ時において、人員、機械器具等の異常の有無及び消防動状況を被災地の組合長及び関係市長等に報告するものとする。

(応援消防隊の指揮)

第6条 応援消防隊は、すべて被災地の組合長又は関係市長等の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要する経費、損害負担)

第7条 この協定に基づき応援した場合に使用した燃料及びその他の諸経費並びに隊員の事故（出発地から帰署所までの交通事故を含む）の補償及び機械器具の破損の修繕費等は、次の各号によるものとする。

- (1) 燃料及びその他の諸経費並びに機械器具等の小破損の修繕費は応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは関係者が協議して負担方法を定めるものとする。
- (2) 災害現場において使用した消防対象物並びに土地に対する補償は、受援者側の負担とする。
- (3) 長時間にわたる応援により、食糧及び燃料補給の必要を生じたときは、その経費は受援者側の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか隊員の事故に係る災害補償並びに機械器具等の大破損による修繕費等の重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。ただし、応援消防隊の重大な過失に基づく場合の補償等は、応援側の負担とする。

(連絡会議)

第8条 協定事務の円滑な推進をはかるため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

- 2 連絡会議は、次の各号について行うものとする。
  - (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
  - (2) 協定書等の実施上の疑義に関すること。
  - (3) 消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
  - (4) 医療機関の情報交換に関すること。
  - (5) 消防資器材の開発、改良、改善、研究資料の交換に関すること。
  - (6) その他必要な事項

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行なうものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は関係する消防長及び消防団長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年12月1日から施行する。  
この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、関係市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。
- 2 「大洲、東宇和、八幡浜地区消防相互応援協定書」(昭和60年6月1日締結)は廃止する。

平成17年12月1日

大洲地区広域消防事務組合長

八幡浜地区施設事務組合長

大洲市長

八幡浜市長

西予市長